

●香川県告示第10号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年1月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

香川郡直島町4049番地の1

三菱マテリアル株式会社直島製錬所 直島製錬所長 清水 隆

(2) 事業場の所在地及び名称

香川郡直島町4049番地の1

三菱マテリアル株式会社直島製錬所

(3) 特定施設に関する事項

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
能	力	60 Nm ³ /分 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後1月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5~6	12
	化学的酸素要求量 (mg/l)	400	500
	浮遊物質 (mg/l)	50	100
	窒素含有量 (mg/l)	<1	2
	りん含有量 (mg/l)	<0.1	0.2
銅含有量 (mg/l)		100	200
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(既設含む4基分) 0.5	(既設含む4基分) 1.0

種	類	産業廃棄物処理施設	
能	力	廃油9.4 t/日、廃酸98.6 t/日	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後1月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大

れる汚 水等の 汚染状 態	水素イオン濃度	0~5.0	0~5.0
	化学的酸素要求量 (mg/l)	300	500
	浮遊物質量 (mg/l)	10	100
	窒素含有量 (mg/l)	300	450
	りん含有量 (mg/l)	3	10
	砒素及びその化合物 (mg/l)	200	2,000
	カドミウム及びその化 合物 (mg/l)	20	50
	セレン及びその化合物 (mg/l)	5	10
	鉛及びその化合物 (mg/l)	50	350
	銅含有量 (mg/l)	70	250
	亜鉛含有量 (mg/l)	100	400
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		635	743

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排水の汚染状態及び量

区 分		東 排 水 口	
排水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	5.6~8.6	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/l)	2	10
	浮遊物質量 (mg/l)	22.995	30
	窒素含有量 (mg/l)	10	20
	りん含有量 (mg/l)	1	5
	砒素及びその化合物 (mg/l)	0.04	0.1
	カドミウム及びその化 合物 (mg/l)	0.008	0.05
	セレン及びその化合物 (mg/l)	0.05	0.1
	鉛及びその化合物 (mg/l)	0.04	0.1
	銅含有量 (mg/l)	0.03	1.0
	亜鉛含有量 (mg/l)	0.3	5.0
排水の量 (m ³ /日)		347,602	395,072

他に排水口が2箇所(休止中:1箇所)ある。

(備考) 今回の特定施設の設置については、既設施設が特定施設に該当することによる設置であること及び既設特定施設を廃止することから、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成21年1月13日から同年2月3日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

直島町環境水道課